千代田区立和泉小学校長 村田悦子

# 新型コロナウイルス感染拡大のための令和2年度当初の臨時休業等について

本校における新型コロナウイルスの感染症への対応に、ご理解とご協力をいただき、ありがとう ございます。

令和2年度当初の臨時休業等につきまして、下記のとおりお知らせします。 なお、状況が刻々と変化していることから、本内容は現時点のものとなります。

#### 1 臨時休業期間について

・令和2年4月6日(月)から令和2年5月6日(水)までとします。 なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であることから、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。

## 2 始業式について

- ・始業式は、4月9日(木)【2年3年5年】10日(金)【4年6年】に行います。※10時20分登校12時10分下校予定
- ・軽い風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど)が見られる場合は、自宅で休養してください。また、感染予防の観点も含め、登校しない場合は、必ず学校に連絡してください。

#### 3 入学式について

- ・4月6日(月)に行います。
  - ※受付開始9時45分 10時30分開式
- ・参列者は、新入生及び新入生保護者、教職員とします。
- ・新入生の保護者の参列は、1世帯当たり、1人または2人とします。
- ・軽くても風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど)が見られる場合は、参列せず、自宅で休養してください。また、感染予防の観点も含め、登校しない場合は、必ず学校に連絡してください。

## 4 臨時休業期間中の登校日の設定について

- ・次の登校日までの学習の指導、健康状態の把握を行うために、各校の児童を週に1日、登校日を設定 します。
- ・臨時休業期間中の各学級の登校日は以下の通りになります。

# ※登校時刻:10時20分、下校時刻:12時10分頃

※持ち物等は、始業式、入学式に配布する学年だよりをご覧ください。

※放課後遊び、学びは実施しません。

月	火	水	木	金	±	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
入学式			始業式	始業式		
			2年3年5年	4年6年		
13	14	15	16	17	18	19
			登校日	登校日		
			2年3年5年	1年4年6年		
20	21	22	23	24	25	26
			登校日	登校日		
			2年3年5年	1年4年6年		
27	28	29	30	5月1日	5月2日	5月3日
			登校日	登校日		
			2年3年5年	1年4年6年		

## 5 登校にあたって

- (1) 児童は登校前に各ご家庭で検温と風邪症状を確認するなど、健康状態の把握を十分に行い、 健康観察カードに記入して学校に提出します。
- (2) 児童に可能な限りマスクを着用して登校させるようお願いします。
- (3)軽い風邪症状(のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど)でも、登校せずに自宅で休養します。また、感染予防の観点も含め、登校しない場合は、必ず学校に連絡してください。なお、登校日は授業日としないため欠席扱いとなりません。

## 6 臨時休業期間中における家庭学習及び生活指導について

## (1) 家庭学習

#### ア 事前指導

- ・児童が自宅で学習できるよう、登校日に学校から学習内容や提出日等について、お知らせします。
- ・ホームページからの学習ができる環境をお知らせします。

### (2) 生活指導

## ア 感染症予防に関する事前指導

- ○児童には、以下の点について事前に指導をしていますので家庭でも確認してください。
- ・爆発的患者急増防止に向け一人ひとりの行動変容が臨時休業期間中も重要であること
- ・臨時休業中は外出を控え、やむを得ず外出する場合はマスクを着用すること
- ・外出する際には、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場面、間近で会話や発声をする密接場面の3つの条件が同時に重なる場を避けること(参考資料:「密を避けて外出しましょう!」首相官邸・厚生労働省)
- ・咳エチケットや手洗い、うがい等、基本的な感染症対策を自宅等においても確実に実施すること
- ・バランスの取れた食事、適度な運動、休養、睡眠などで抵抗力を高めること
- 毎朝検温するなど健康状態の把握に努めること
- ・感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対す る偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないこと

#### イ 児童の健康維持

・児童の運動不足やストレスを解消するために、安全な環境の下に行われる日常的な運動(ジョギング、散歩、縄跳びなど)の機会を確保してください。

# 7 登校日の感染症対策

登校日には以下のような感染症対策を行います。

- (1) 児童への指導内容
- ア 感染拡大を防ぐためには、一人ひとりの「行動変容」や「強い行動自粛」が重要であること。
- イ 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること。
- ウ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけること。
- エ 換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の3つの「密」を避けること。

#### (2)環境整備

- ア 教室等の換気をこまめに行う。
- イ 児童の座席の間隔を最大限確保し、前向きに配置する。
- ウ 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなどする。

### 8 行事等の変更について

臨時休業の影響または、感染拡大防止対策のため4月から7月の行事について中止、もしくは延期 とします。通常の教育活動が戻り次第、今後の行事についてお知らせいたします。